

財務定期監査結果報告

(建設局)

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	寺 坂 光 夫
同	福 浪 睦 夫
同	吉 田 謙 治

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した平成14年度財務定期監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

下記の監査対象における主として平成14年4月1日～8月31日までに執行された事務について監査を行った。

建設局	総務部	庶務課，事業用地課，宅地開発指導課
	道路部	管理課，計画課，技術管理室，工務課，道路機動隊事務所
	下水道河川部	経営管理課，計画課，工務課，保全課，河川課
	公園砂防部	管理課，計画課，施設課，森林整備事務所
	王子動物園	
	建設事務所(東部，中部，西部，北，垂水，西)	
	北神開発事務所	

2 監査の期間

平成14年10月1日～平成15年3月12日

3 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 主な監査項目

(1) 収入に関する事務

- ア 道路占用料等の使用料の調定及び収納事務
- イ 徴収委託している施設及び下水道使用料の調定及び収納事務
- ウ 使用料等の減免事務
- エ 宅地造成許可等の手数料の調定及び収納事務
- オ 道路掘削跡復旧に係る監督費の調定及び収納事務
- カ 工事負担金等の調定及び収納事務
- キ 水洗化貸付金の償還事務
- ク その他の収入事務

(2) 支出に関する事務

- ア 有料公園，駐車場等の管理運営等に係る委託料の支出事務
- イ 道路，公園等の維持，清掃に係る経費の支出事務
- ウ 私道舗装，水洗化等に係る助成金の支出事務
- エ 水洗化貸付金の支出事務
- オ 下水処理場，ポンプ場等の維持管理に係る経費の支出事務
- カ その他の支出事務

(3) 契約に関する事務

- ア 業務委託等に係る契約事務

(4) 財産管理に関する事務

- ア グリーンスタジアム神戸及びサブ球場の管理許可に係る事務
- イ 土地，建物，備品等の管理事務
- ウ 基金の管理及び運用に係る事務
- エ その他の財産管理事務

5 監査の結果

監査の結果，事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし，事務の一部について次のような改善を要する事例が見受けられた。今後，これらの指摘を真摯に受けとめ，早急に適正な事務処理を図るとともに，再発防止と事務処理手続きの改善に努め，事務の精度を向上させたい。

(1) 収入に関する事務

社会福祉施設等の下水道使用料を減免するにあたり、「下水道使用料減額(免除)申請書」の受付日を基準に減免開始日を決定しているが、同申請書に申請日付の記載や収受印がなく、申請書の受付日が明らかでない事例が見受けられた。(下水道河川部経営管理課)

適正な事務処理を行うべきである。

「神戸市下水道排水設備指定工事店規則」に基づく指定工事店の指定等に係る手数料について、納付書を発行し、収納を確認した後に調定決議を行っており、納付書発行から納付までの期間が空いた場合などにおいて、調定決議が行われていない事例が見受けられた。

(下水道河川部保全課)

納付書発行後は速やかに調定決議を行い、適正な事務処理を行うべきである。

行政財産の目的外使用許可に基づき、自動販売機等の電気料金の償還金を調定するにあたり、消費税分の調定が漏れている事例が見受けられた。(道路機動隊事務所、西建設事務所)

適正な事務処理を行うべきである。

(2) 支出に関する事務

市民からの通報等に基づく球替え等の街灯の補修業務のうち、業者への発注分について、発注内容の管理や、支払時における請求内容の確認などが不十分な事例が見受けられた。

(西部建設事務所、北建設事務所)

適正な事務処理を行うべきである。

市民公園管理会への助成金の交付にあたり、交付申請書の提出を受けずに交付決定を行っている事例、交付決定後の事情変更により結果的に非交付となった管理会について、決裁上その旨が明らかにされていない事例が見受けられた。(垂水建設事務所、西建設事務所)

助成金の交付決定は、交付申請書の提出を受け、その内容を審査したうえで行うべきである。また、交付決定後に非交付等の変更が生じた場合は、別途決裁によりその旨の決定を行うべきである。

公共料金の前渡金口座における自動振替払において、支払精算書の精算額と自動振替額の合計が一致しない事例が見受けられた。(北建設事務所)

証拠書類の確認を厳密に行い、適正に精算するべきである。

(3) 契約に関する事務

ポートアイランドと六甲アイランドでの下水処理水のリサイクル事業について、それぞれ個別に委託契約を締結しており、委託料も異なっているが、両契約書及びそれに付随する特別仕様書は、業務名を除き同じ内容であり、両契約の委託料の差異を説明し得る根拠等が明示されていない。

(下水道河川部経営管理課)

仕様書等に業務量を明記するなど、委託料の積算根拠となるものを明示するべきである。

概算見積りによる施設の補修業務に係る委託契約について、業務実施内容によって委託料の変動が想定される契約内容であるところ、委託契約書に精算条項がなく、事務費等を減額することによって当初委託料どおりの執行金額とされている事例が見受けられた。

(公園砂防部施設課)

委託契約書に精算条項を盛り込むとともに、業務履行完了後、その内容を確認し、委託料の精算を行うべきである。

再度地区、摩耶山・六甲山地区等の市有林や自然公園等の維持管理業務を委託しているが、委託契約書に定める月ごとの業務報告書が提出されていない。

(公園砂防部森林整備事務所)

適正な事務処理を行うべきである。

(4) 財産の管理に関する事務

下水ポンプ場等の非常時対応のための待機公舎について、賃借分に係る賃貸借契約書等の保管場所が不明となっているなど、管理運営に不十分な点が見受けられた。

(下水道河川部経営管理課)

適正な管理を行うべきである。

郵便切手類の管理において、管理簿の記載数と実際の数量が一致していない事例が見受けられた。

(王子動物園)

郵便切手類の保管にあたっては、現金に準じて取り扱うこととされており、管理簿には受払いの都度記載するなど、適正に管理するべきである。